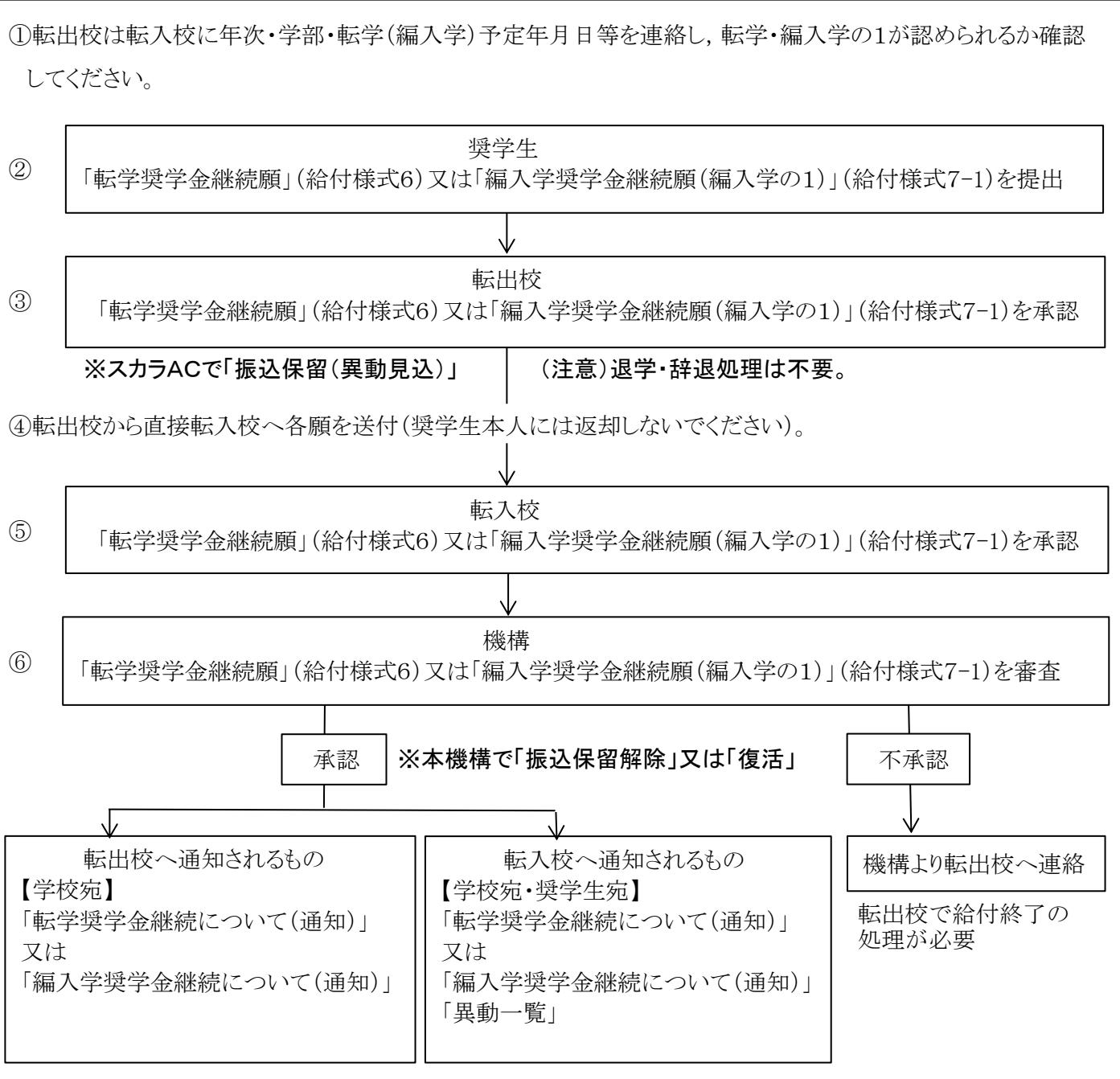


転学奨学金継続願・編入学奨学金継続願(編入学の1)について

転出校及び転入校が「転学奨学金継続願」又は「編入学奨学金継続願(編入学の1)」を認める必要があります。



【給付奨学金の給付期間】

転学・編入学後の給付期間は、転学・編入学後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するため必要な期間となります。ただし、編入学前の支援期間と合算して72か月が上限です。在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます。